

2016年6月1日

日本ヒルティ株式会社
マーケティング本部
ツールサービスセンターマネージャー 小山 陽平

並行輸入品に対する修理・保証の対応

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。さて、弊社製品の海外からの並行輸入品に対する修理、保証の取り扱いをご連絡させていただきます。

I. GX 製品(ガス式鉛打ち機)以外の修理

- ヒルティ製の工具は海外でも広く販売されており、海外からのインターネットサイトや輸入業者から購入されることに問題はありません。しかしながら、海外の製品に関しては、電圧の違いや、各国の使用用途などの違いから修理部品が、日本で修理を実施しているツールサービスセンターにございません。また、これは弊社の事情ではございますが、他国用に調整されている修理部品を輸入することはできないことから、並行輸入品に関する修理サービスを提供しない旨、ご連絡させていただきます。
- 加えて、充電器を含むコード付きの製品に関しては、日本での製造・輸入・販売のため、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的に、経済産業省より電気用品安全法に基づくPSEマーク(下図参照)の付与が義務付けられておりますが、他の製品には、当該マークが付与されていないこともあります。この点も併せて、ご注意・ご留意いただければ幸いです。

参考:PSEマーク(出力1,000W以下の製品、または電源コードに付与)



II. GX 製品(ガス式鉛打ち機)の修理

- 弊社が、日本で販売しているGX製品は銃砲刀剣類所持等取締法(以下、「銃刀法」)の銃砲に相当しないよう特殊な処理を施しております。したがって、海外使用のGX製品は、日本において銃刀法の銃砲に相当し、銃砲所持許可証の写しがない限り、弊社ツールサービスセンターでは受領・修理・廃棄のいずれもすることができません。
- 引き続き日本で当該GX製品を使用したいということであれば、最寄りの警察署でご相談いただき、銃砲所持許可証を取得してください。修理をされたい場合は、修理受付を取っていただいたうえで、取得していただきました銃砲所持許可証のコピーを添付し弊社ツールサービスセンターまでご送付をお願いいたします。
- 当該GX製品を廃棄されたいということであっても、最寄りの警察署でご相談いただき、廃棄方法の指示を仰いでください。なお、前述した通り、弊社では廃棄いたしかねますので、合わせてご連絡させていただきます。

III. 保証全般

- 日本ヒルティの製品に対する保証は、弊社、日本ヒルティまたは日本ヒルティの代理店から弊社の約款に基づいて、購入した製品に対してのみ付与されます。
- 海外のヒルティ、または弊社の代理店並びに販売店以外から購入されたお客様においては、保証についての取り扱いは購入元にご確認ください。

今後共、お客様にご満足いただける高品質な製品と高い付加価値を提供するサービス向上に努めていく所存です。何とぞ諸般の事情をお汲み取りいただき、ご理解を賜りますよう、改めてお願ひ申し上げます。

敬具

日本ヒルティ株式会社

〒224-8550 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-6-20
T 0120-66-1159 I F 0120-23-2953
www.hilti.co.jp